

第7回新市名称及び市章選定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成17年 4月26日(火) 13:40~15:40					
開催場所	松山町公民館(青少年交流館)2階 「大会議室」					
委員の出欠 出席者 欠席者×	委員長 (古川市市会議員)	佐藤 勝		委員 (松山町住民代表)	松本 美佐子	
	副委員長 (岩出山町住民代表)	猪股 松男		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一	×
	副委員長 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (三本木町住民代表)	寺澤 道子	
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲	
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		委員 (鹿島台町住民代表)	中村 喜恵	
	委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智		委員 (岩出山町住民代表)	中鉢 恵美	
	委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男		委員 (鳴子町住民代表)	菊地 美恵子	
	委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫		委員 (鳴子町住民代表)	高橋 弘美	
	委員 (古川市住民代表)	石村 明美		委員 (田尻町住民代表)	石澤 京子	
	委員 (古川市住民代表)	門脇 基		委員 (田尻町住民代表)	戸島 潤	×
	委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美	×			
				出席者18名・欠席者3名		
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透				
広報広聴班: 班長 今藤幸男, 主任 中田健一, 班員 菅原和成						
総務班: 班員 高橋勝						
傍聴者	一般 0名 ・ 報道関係 0名					
委員長の署名						

会議次第

<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 開会の挨拶 3. 報告事項 (1) 第6回小委員会開催結果について 4. 協議事項 (1) 新市の市章選定スケジュール(案)について (2) 新市の市章候補募集要領(案)について (3) 新市の市章候補選定基準(案)について (4) 新市の市章募集チラシ・ポスター等について (5) 新市の市章選定の流れ等について (6) 次回会議の開催について 5. その他 6. 閉会の挨拶 7. 閉 会
--

議事の概要

1. 開会・・・広報広聴班 中田主任（司会進行）
2. 開会の挨拶・・・佐藤（勝）委員長
3. 報告事項・・・議長 佐藤（勝）委員長
 - （1）第6回小委員会開催結果について
事務局広報広聴班今藤班長より報告。
原案のとおり確認。
4. 協議事項・・・議長 佐藤（勝）委員長
 - （1）新市の市章選定スケジュール（案）について
事務局広報広聴班今藤班長より，資料（P3）に基づき説明。
第7回小委員会（4月26日開催）の記述追加。
9月上旬～9月下旬に係る小委員会，市章候補選定のスケジュールの変更。
原案のとおり承認。

- （2）新市の市章候補募集要領（案）について
事務局広報広聴班今藤班長より，資料（P4～5）に基づき，第6回小委員会提示以降のと修正部分について説明。

募集期間

修正後	修正前
（募集期間） 4 募集期間は <u>平成17年6月20日から平成17年8月31日</u> とする。ただし，郵送による場合は <u>平成17年8月31日必着</u> とする。	（募集期間） 4 募集期間は <u>平成17年6月 日</u> から <u>平成17年7月29日</u> とする。ただし，郵送による場合は <u>平成17年7月29日必着</u> とする。

著作権等（協議会及び新市において，その著作権等が必要となるものは最優秀賞（市章となるもの）だけとしたことを説明。）

修正後	修正前
（著作権等） 8 <u>応募作品</u> に関する著作権等については，次のとおりとする。 （1） <u>最優秀賞</u> に関する一切の権利は，協議会及び新市に帰属する。 （2） <u>応募作品</u> は，返却しない。 （3） <u>最優秀賞</u> の使用に当たっては，作品に若干の変更を加える場合がある。	（著作権等） 8 <u>採用作品</u> に関する著作権等については，次のとおりとする。 （1） <u>最優秀賞及び優秀賞</u> に関する一切の権利は，協議会及び新市に帰属する。 （2） <u>応募作品</u> は，返却しない。 （3） <u>最優秀賞及び優秀賞</u> の使用に当たっては，作品に若干の変更を加える場合がある。

第6回小委員会での協議内容では「採用作品」を「最優秀賞及び優秀賞」としたが，著作権等については「最優秀賞」と修正し，原案を提示。

修正を承認し，原案のとおり承認。

- （3）新市の市章候補選定基準（案）について
事務局広報広聴班今藤班長より，資料（P6）に基づき説明。

「2 選定方法」

修正後	修正前
2 選定方法 （2）新市の市章の選定に当たっては， <u>有識者等</u> の意見等を聞くことができる。	2 選定方法 （2）新市の市章の選定に当たっては， <u>学識経験者等</u> の意見等を聞くことができる。

小委員会規程により，小委員会委員長の権限により意見を聞くことができ，会議等に出席

させることができるのは、有識者等と規定してあることから、学識経験者等ではなく有識者等とすることが適当であることを説明。また小委員会委員長により有識者等を選任し選定に携わっていただくことを説明。

原案のとおり承認。

(4) 新市の市章募集チラシ・ポスター等について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料(P8~13)に基づき説明。

市章募集チラシ内における記述について、平成17年4月1日に施行された「個人情報保護法」に関連した記述の追加を説明。

前回小委員会での意見を受けて事務局でも再度検討し作成した募集チラシのレイアウト・文言等の変更部分について説明。

確認事項

「新市の市章募集チラシ」については、原案のとおりとすることを承認。ただし、ポスターのレイアウトと統一することとし、委員長及び事務局に一任することとした。

「新市の市章募集ポスター」については、ポスター上部のレイアウト(「大崎市市章募集」「平成18年3月31日誕生」)について、委員長及び事務局に一任することとした(募集チラシも同様のレイアウトとする)。

「新市の市章募集用ホームページ」については、原案のとおりとすることを承認した。

【確認事項に関わる意見等の概要】

委員 ・ポスターの掲示の場所については、各市町単位で掲示場所を考えると理解して良いのか。事務局・事務局としては管内の公共施設等や各地区の掲示板等に掲示していただくようお願いする。

委員 ・ポスターの「平成18年3月31日」の文字の配置を変えてはどうか。「大崎市市章募集」の文字がスッキリ見えてよいのではないか。

事務局・事務局としては、「大崎市」の誕生のPRを兼ねての市章募集ということを考えこのようなレイアウトにした。

委員 ・大崎市が「平成18年3月31日」に誕生する。そのために市章を募集するということが分かるようにしていただきたい。

委員 ・意見を取り入れることとし、委員長と事務局に一任してはいかがか。

議長 ・委員長と事務局に一任ということでよいか。

委員 ・はい。

事務局・ポスター、チラシとも統一した形で行いたいのでよろしく願います。委員長と最終案を決定後、委員の皆さんには送付し、意見をお聞きすることとしてよいか。

委員 ・最終的なポスター・チラシ(案)の決定は、委員長及び事務局に一任する。

(5) 新市の市章選定の流れについて

事務局広報広聴班今藤班長より、資料(P14)に基づき説明。

確認事項

有識者の選任については、市章募集が始まる前に、大崎市以外も含め3人~5人の範囲で委員長と事務局に一任することとした。

第1次選定において、小委員会委員は1人2点以内、有識者は1人5点以内を選定し、その作品を第1次選定作品とすることとした。

氏名、住所、連絡先が記入されていないため、応募者と連絡がとれないと思われる作品は無効とするが、デザインの趣旨の未記入作品については有効とすることとした。

【確認事項に関わる意見等の概要】

議長 ・有識者は何人位にするべきか。前に事務局としての考えは、学校等の有識者を考えているようであったが、今はどのように考えているか。

- 事務局・各市町に照会し，学校の先生やその他，技術・知識を有する方を推薦していただくのがよいのではないかと考えている。
- 委員・9月中旬に第1次選定を予定しているようであるが，その前に有識者を選んでおくということであるが，募集した後では遅い。また，美術の先生に限らず，例えば古川市から2人，各町から1人ずつを広い範囲で選んでほしい。
- 事務局・有識者については募集開始前にお願いをしたいと考えている。選定をお願いするので，応募については差し控えていただく旨を説明する。人数については，古川市から2人，各町から1人ずつという話もだが，委員の皆さんで協議して決めてほしい。
- 議長・有識者については，市章募集前にお願いすることとするが，各市町の誰を何人位に設定するかということは，皆さんで協議し決定していただきたい。
- 委員・それぞれ各町から代表で1人ずつ選出していただき，古川市から2人選出していただくという形でよいのではないか。
- 委員・有識者は全部で3人位の人数でよいのではないか。
- 委員・人数が多いと絞り込むのも難しいのではないか。学校の先生に限らず，県職員とか広い範囲から，各市町にこだわらず，3人とか少人数で選定していただければいかがか。
- 委員・各市町から推薦してもらおうということをお話したが，それぞれの市町の中にデザインに関して精通した人がいるかどうか分からないが，宮城県には大学があり，そこで専門的にデザイン等に携わっている先生方もいると思う。そうした方を各市町から推薦していただくのも考え方としてあるのではないかと思ったのだが。委員長と事務局でそういう方々を何人がピックアップしてお願いしていただくということでもよいのではないか。
- 委員・委員の皆さんの中で思いつく方がいれば事務局に連絡していただき，そうした人の中から選んでいただければよいと思う。
- 委員・例えば今まで合併し誕生した市町があるが，その市章選定に関わった，先進地に事例の照会をし，そこで，どういう方々がどういう選考をしたかを基準として，大崎市に関わる人に限らない，仙台市等の方々にもお願いするなど，各市町1人とかではなく，大崎にあまり関わりがなく，大崎のことをよく見てもらえるような人を2，3人選んでいただき，選定をしていただく考え方もある。
- 事務局・先進事例では学校の美術の先生や専門業者等への依頼したケースがある。専門業者等へ依頼したところでは，選定に限らずマークを旗やバッジ，印刷物等に使用する場合は寸法，規格等を詳細に示す仕様書の作成まで行なっている。
- 委員・概ねの形が決まった後には正式に，バッジにすると印刷の場合どのようにするかといったようなきちんとした規格の中で頼まなければならないと思う。最初からそのことを頭に入れて，市章の選定をしていくのであれば専門業者等も1つの方法だとは思いますが。今のところは概ねの形を見ていただくということだったと思うので，あとは新市に入ってから作業になると思うので，その概ねの形を作るにはどういう選定の仕方したらよいかということなので，今言ったように有識者というのは，どこまでのことを期待してお願いするかは定かでないのだが，絵とマークとでは，デザイン的に感覚も技術も違ってくるものであるから，単に美術に関わっているからというだけではだめだと思う。ですから各市町からそういった方を，思いつく人がいれば推薦していただくのも1つの方法だとは思いますが，事務局において人選を進めて，選定した人を委員長と相談し，経費の問題も含め考えていただきたい。
- 議長・有識者を3人～5人の範囲で，委員長と事務局にお任せいただく形でよいか。
- 委員・はい。
- 議長・市章候補の第1次選定において，小委員会委員・有識者1人当たり何点を選考することとするか。
- 委員・1人1点，小委員会委員2点ではどうか。
- 委員・1人1点であると，最後までその作品に固執することが懸念される。
- 委員・委員が1点ずつ選んだとしても，有識者の選定作品も含めたトータル50～60点の中か

ら委員がもう一度選定することになるので、そこまで固執することはないのではないか。ただあまり数が少なくても、第1次選定が困るのではないかと思うので、有識者の方には5人位で20点程度選んでいただき、それに20点程度委員で選定した作品を加えた数がよいのではないか。有識者が3人であれば1人5点以上10点位、5人であれば5点ないし4点位選定してもらう必要があるのではないかと思う。

委員 ・有識者3人なら10点ずつで30点、委員各1点で21点、それで50点位になる。最終的には協議会でも選定するのだから、そのようにした方がよいのではないか。

委員 ・有識者が何人になっても有識者選定数は30点位にしていた方がよい。

委員 ・おそらく良い作品は30点の中でも重複されて選ばれてくることが予想される。その辺も考慮しながら、数を決めた方がよい。委員3点なら3点、有識者が10点なら10点を選定したとしても、その中から最終的に40点、50点を選ぶのを決定しておいて、選定を進めていけばよいのではないか。

議長 ・有識者と小委員会委員の第1次選定では同じ権利を有するというので、選定数を委員1人2点なら42点、それに有識者3人～5人とすれば一人3点で15点位、約60点、この位でどうか。

委員 ・同じ作品が3、4点必ず重複されて選定されてくる可能性がある。第1次選定でランク付けをして最終的に、40点、50点に絞り込んでどうか。

委員 ・応募作品数が多数の場合、重複されて選ばれてくる作品は少ないと考える。

委員 ・重複されるものもあると思うが、重複されないものの方が多いと思う。ランク付けしてもどれを削るか判断が難しくなると思う。一人が選ぶ定数を決めた方がよいと思う。

委員 ・議長の案でよいと思う。

議長 ・委員が2点以内、有識者が3点以内という案はどうか。

委員 ・何点位応募されるか分からないが、応募総数の中から、有識者に3点に限定して依頼するのはどうか。委員は少なくとも仕方ないが。5点位は選んでいただいた方がよいのではないか。5人で25点としても、委員選定数と合わせ最大67点である。

議長 ・有識者に関しては5点以内という案が出たがどうか。

委員 ・5点位は必要であると思う。

議長 ・委員は2点以内、有識者は5点以内ということで選定していただくことでよろしいか。

委員 ・はい。

事務局 ・応募作品の選定にあたって、氏名、住所の記入がなく、連絡がつかないような応募作品に対しては無効とさせていただくことをご了承願う。

委員 ・はい。

議長 ・デザインの趣旨(100字以内)について、未記入の作品の取扱いはどうするか。

事務局 ・100字以内なので、書いてなくても有効として扱うべきであると思うが、選定に入ってから取扱いになると思う。趣旨の欄に「必ずご記入ください」という文句を付すことにより、書いていない場合は無効として取り扱うこともできると思うが。

委員 ・趣旨が書いていないとしてもその作品を無効として取り扱うことはできないと思う。ポスター、チラシに「必ず記入してください」と明記しても、必ず書いてくるとは限らない。

議長 ・氏名、住所、連絡先の記入がなく連絡がつかないと思われるような作品は無効とするが、デザインの趣旨を書いていない作品を無効とすることはできないということで取り扱いたいと思う。よろしいか。

委員 ・はい。

(6) 次回会議の開催について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料(P15)に基づき説明。

確認事項

次回会議の開催については、9月上旬に開催することとし、詳細な日時については、正副

委員長に一任することとする。

5. その他

特になし

6. 閉会の挨拶・・・小笠原副委員長

7. 閉会・・・広報広聴班 中田主任

